

令和 8 年
伊豆の国市教育委員会 5 月定例会
会議録

令和8年伊豆の国市教育委員会5月定例会

開会年月日 令和8年5月27日（水） 午後3時00分～午後3時45分

場 所 あやめ会館2階 会議室

日 程

- 1 冒 頭（学校教育課長）
- 2 開 会（教育長）
- 3 会議録署名委員の決定（教育長）
- 4 会期の決定（学校教育課長）
- 5 4月定例会会議録の承認（学校教育課長）
- 6 教育長報告（教育長）
- 7 議事日程（議事進行：教育長）

日程第1	報告第24号	伊豆の国市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について
日程第2	議案第28号	伊豆の国市立図書館運営協議会委員の委嘱について
日程第3	議案第29号	伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について
日程第4	議案第30号	伊豆の国市史跡等整備調査委員会委員の委嘱について
日程第5	議案第31号	伊豆の国市学校給食審議会委員の委嘱について
日程第6	議案第32号	準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について

- 8 閉 会（教育長）

出席者	教育委員会	教育長	菊池之利
	同	委員	岩田幸晴
	同	委員	清水照子
	同	委員	宮代麻衣子

説明に出席した者の職氏名

教育部長	渡邊直人
教育施設整備課長	植松明久
幼児教育課長	真野さつき

生涯学習課長	近 藤 卓 哉
歴史・文化課長	工 藤 雄一郎
学校教育課統括監	杉 崎 こ と み
学校教育課教育支援監	佐 藤 孝 範
会議に出席した事務局の職氏名	
教育部参与兼学校教育課長	大 澤 努
教育総務係長	田 村 由 美

9 その他（進行：学校教育課長）

①小・中学校の児童・生徒の問題行動について

②次回以降の定例教育委員会の開催について

日時：令和8年6月26日（金） 午後3時00分～

場所：あやめ会館3階 多目的ホール

日時：令和8年7月30日（木） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

■大澤学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日は前田委員が他部署の会議があるため、遅れて出席する予定となっておりますので、御承知おきください。

開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、3人出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和8年教育委員会5月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、岩田委員と清水委員にお願いいたします。

■大澤学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日5月27日、1日のみということで処理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■大澤学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会4月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■大澤学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■大澤学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第 1 報告第 24 号「伊豆の国市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

報告第 24 号「伊豆の国市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について」説明いたします。

本改正は、幼児教育・保育の無償化に伴い、低所得世帯や多子世帯の負担を軽減するため、施設が実費徴収する給食費のうち「副食費」を自治体が補助・給付する制度で、国基準の上限額の変更に伴い、市の上限額についても変更を行いました。月の上限額についてですが、4,900 円から 5,100 円といたします。施行期日は令和 8 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 2 議案第 28 号「伊豆の国市立図書館運営協議会委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

議案第 28 号「伊豆の国市立図書館運営協議会委員の委嘱について」説明いたします。

伊豆の国市立図書館条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、令和 8 年 5 月 31 日付けで小中学校 PTA 連絡協議会副会長、幼稚園 PTA 代表が退任となるため、新たに委嘱するものであります。

新しい委員につきましては、小中学校 PTA 連絡協議会副会長の大城直樹様、幼稚園 PTA 代表の榎谷光司様となります。

委嘱期間につきましては、令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 1 年間となります。

また、令和 8 年 5 月 31 日付けで退任する委員は、2 人となります。小松珠美様、小林祥晃様ともに、1 年間委員として御尽力いただきました。

なお、3 ページに図書館運営協議会全ての委員の名簿がありますのでご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 28 号「伊豆の国市立図書館運営協議会委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 28 号「伊豆の国市立図書館運営協議会委員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 3 議案第 29 号「伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について」の説明をお願いします。

■工藤歴史・文化課長

議案第 29 号「伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について」説明いたします。

伊豆の国市指定文化財（天然記念物）である「美女桜」が、令和 8 年 4 月 9 日の風雨の被害により、根本から倒れました。それを受けて、所有者である宗教法人西琳寺から、令和 8 年 4 月 21 日付で滅失届が提出され、倒木の除去が行われることとなりました。

本物件は、「伊豆の国市指定文化財及び伊豆の国市選定保存技術の指定（認定）及び選定（認定）基準」史跡名勝天然記念物指定基準 天然記念物の部 2 植物 (1) 名木に該当します。そのため、樹木そのものが滅失したことに伴い、指定を解除することが妥当であります。

つきましては、伊豆の国市文化財保護審議会に対し、伊豆の国市文化財保護条例第 34 条の規定に基づき、伊豆の国市指定天然記念物の指定解除について、別紙により諮問することに承認を求めるものです。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 29 号「伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 29 号「伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について」は、承認されました。

続きまして、日程第4 議案第30号「伊豆の国市史跡等整備調査委員会委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■工藤歴史・文化課長

議案第30号「伊豆の国市史跡等整備調査委員会委員の委嘱について」説明いたします。

伊豆の国市史跡等整備調査委員会設置要綱第5条の規定に基づき、別紙のとおり伊豆の国市史跡等整備調査委員会委員を委嘱します。

4人の委員の内、3人が任期満了を迎えるため、再任するものです。

再任される委員は、学習院大学の家永遵嗣氏、国文学研究資料館の太田尚宏氏、静岡大学の松本和明氏です。4人目の堀内秀樹氏については継続となります。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第30号「伊豆の国市史跡等整備調査委員会委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第30号「伊豆の国市史跡等整備調査委員会委員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第5 議案第31号「伊豆の国市学校給食審議会委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■大澤学校教育課長

議案第31号「伊豆の国市学校給食審議会委員の委嘱について」説明します。

伊豆の国市学校給食審議会条例第4条の規定に基づき、学校給食審議会委員を委嘱するものがあります。

審議会は、本市の学校給食の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として設置し、教育委員会の諮問に応じ、学校給食の実施に関し必要な調査及び審議を行うものとされております。

また、審議会委員は、19人以内で組織することとなっており、その構成は、条例第4条の規定により、市が設置する学校の校長又は園長、保護者の代表、識見を有する者としており、資料の1ページ及び2ページに17人の委嘱する委員の氏名と役職等を記載し、3ページに一覧表を記載しております。

委嘱の期間については、条例第5条の規定に基づき、令和8年6月1日から令和9年5月31日までの1年とし、再任されることができるとなっております。

4ページには任期満了に伴い退任される委員の方を記載しております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■宮代委員

第3条で、委員19人以内での組織ということになっていますが、現在の構成は17人ですので、あと2人の補充・増員を予定しているのでしょうか。

■大澤学校教育課長

19人以内となっていますので、必ず19人で組織しなければいけないというものではありません。前年度も同様に17人で運営いたしました。2人不足したことによって審議の充実が図れなかった、ということはなかったと聞いております。そのため、今年度も17人での組織を考えており、特に追加などは考えておりません。

■宮代委員

ありがとうございました。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第31号「伊豆の国市学校給食審議会委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第31号「伊豆の国市学校給食審議会委員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第6 議案第32号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の説明を1世帯ずつお願いします。

■大澤学校教育課長

<略>

□質疑

<略>

■菊池教育長

議案第32号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」は、5世帯すべて承認されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。
ここで、5月定例会を閉会といたします。

令和8年6月 日

署名委員

署名委員